

知的財産庁 (ルクセンブルク) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 L U. I
特許願書様式	附属書 L U. II

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁（ルクセンブルク）
L 77：	P C Tを施行する1977年5月27日の法律
L P L：	特許制度を改正する1992年7月20日の法律
R 78：	1978年5月25日の大公国規則
R P 97：	特許手続及び行政上の様式に関する1997年11月17日の大公国規則
R T 97：	特許手数料及び料金を定める1997年11月17日の大公国規則

指定（又は選択）官庁 L U	知的財産庁 (ルクセンブルク) 国内段階に入るための要件の概要	概要 L U
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から20か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	EUR 25	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語 ² ，フランス語又はドイツ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの・補正されたものの双方，及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には，最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める	
国内手数料 ¹	通貨：ユーロ（EUR） 出願手数料 EUR 40 第3年度の年金 ³ EUR 33	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	受理官庁としての知的財産庁（ルクセンブルク）に国際出願が行われた場合，出願手数料の支払は不要	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間の経過後1か月以内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 ただし英語で出願を行う場合には，ドイツ語又はフランス語による請求の範囲の翻訳文が要求される。
- 3 出願日の2年目の応当日前に支払わなければならない。

L U	知的財産庁 (ルクセンブルク) (続き)	L U
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び居住国 ⁵ 出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡証書 ⁵ 出願人が欧州経済領域内に居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	ルクセンブルクで手続を行うことを登録された弁理士又はルクセンブルク法曹界の構成員、並びに欧州経済領域の加盟国で登録されている特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LU. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書LU. II 参照）。

LU. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

LU. 03 手数料の支払方法

概要及び本編に表示する手数料の支払方法は附属書LU. I に概説されている。

LPL Art. 30(6)
RP Art. 13

LU. 04 発明者の氏名及びあて名

国際出願の願書部分に表示されている場合を除き、発明者の氏名及び居住国を届け出なければならない。出願人又は代理人は、このデータを単純な書簡又は自身の様式によって国内官庁に提供することができる。認証は要求されない。期間については概要を参照されたい。

L77 Art. 8
RP Art. 14(4)

LU. 05 優先権の譲渡証

先の出願を基礎とする優先権が主張されており、先の出願の出願人が国際出願の出願人と同一でない場合には、優先権の譲渡証を提出しなければならない。出願人又は代理人は、このデータを単純な書簡又は自身の様式によって国内官庁に提供することができる。認証は要求されない。期間については概要を参照されたい。

L77 Art. 6(2)
LPL Art. 67, 68
RT Art. 13

LU. 06 年 金

年金は国際出願日の第3年度以降の各年について支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日が属する月の末日までに支払わなければならない。PCT第39条(1)(a)に基づき適用される30か月の期間内に支払期日となる年金は、30か月の期間満了前であれば、割増料を伴わずに支払うことができる。年金は、期日後6か月以内に、割増料を伴い支払うことができる。額については附属書LU. I を参照されたい。

PCT Art. 28
41
R78 Art. 10

LU. 07 出願の補正及びその時期

出願の保護範囲を拡張しないことを条件として、PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了から1か月以内に、出願人は発明の名称、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。補正は差替用紙又は新たな出願書類の全部を3通提出する方法により行い、管理手数料（附属書LU. I 参照）を支払わなければならない。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
L77 Art. 9

LU. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定から3か月以内に当該決定に対する審判を請求することができる。その後、国家委員会が審判について決定する。

LPL Art. 40

LU. 09 権利回復

出願人は、状況に応じて要求される注意を払っていたにもかかわらず期間を遵守しなかった場合、権利回復を請求できる。権利の回復の申請は、根拠とする理由を述べなければならず、遵守されなかった期間の満了から1年以内に行わなければならない。権利回復の申請が認められた場合、出願人は、権利回復手数料及び権利回復の決定を公報に公告するための手数料を支払わなければならない。

LPL Art. 70

LU. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

出願人の責に帰することのできない理由のために所定の期間内（LU.05参照）に年金を支払うことができなかった場合には、権利の失効から20か月以内に、回復を請求することができる。請求では、支払の遅延がその出願人の責に帰することができなかった理由を述べなければならない。回復請求を承諾する旨が決定された場合、出願人は回復手数料及び公報に回復の決定を公告するための手数料（附属書LU. I 参照）と共に、支払うべき年金及び割増料を支払うことが認められる。

手数料

(通貨：ユーロ)

所有権登録行政部 (Administration de l'Enregistrement et des Domaines) に前払する手数料

出願手数料	40
年 金	
－第3年度	33
－第4年度	41
－第5年度	52
－第6年度	66
－第7年度	82
－第8年度	99
－第9年度	115
－第10年度	131
－第11年度	148
－第12年度	165
－第13年度	180
－第14年度	198
－第15年度	213
－第16年度	230
－第17年度	246
－第18年度	262
－第19年度	281
－第20年度	300
年金の遅延支払のための割増料	20
指定官庁に対する発明の名称, 明細書, 請求の範囲及び図面の補正手数料 (PCT第28条又は第41条)	7
回復手数料／権利の回復手数料	25

手数料の支払方法

ルクセンブルクにおける特許関係のすべての手数料は, 受取人である Ministère de l'Economie, Office de la propriété intellectuelle, L-2914 Luxembourg の郵便局口座 (CCPL) に電信送金する。詳細は次のとおり。

IBAN: LU91 1111 7125 0540 0000

BIC: CCPLULL

すべての支払には出願番号 (国内特許), それぞれの公開番号 (欧州及び国際特許), 特許名義人の氏名若しくは名称, 特許出願日及び手数料の種類 (有効に維持するための年金支払の場合には特許年度の特定が必須) を記載すべきである。請求書に基づく手数料の支払には請求書の番号, 日付及び発出者を表示すれば十分である。

様 式（附属書L U. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 L U. II 特許願書様式

<https://patent.public.lu/bpp-portal/sites/default/files/2021-11/Form%20Luxembourg%20patent%20application.docx>

**CESSION DES DROITS DE PRIORITÉ
ÜBERTRAGUNG DER PRIORITÄTSRECHTE
ASSIGNMENT OF PRIORITY RIGHTS**

Je (Nous) soussigné(s)/Ich (Wir) Unterzeichnete(r)/I (We) the undersigned

(Nom et adresse du déposant de la première demande)
(Name und Anschrift des Erstanmelders)
(Name and address of the first applicant)

ayant déposé une demande (de brevet) en
der (die) eine (Patent) Anmeldung eingereicht habe(n) in
who filed a (patent) application in

(pays/Land/country)

le/am/on

(date/Datum/date)

sous le numéro/unter dem Aktenzeichen/under number

concernant l'invention/betreffend die Erfindung/relating to the invention

(titre/Titel/title)

déclare (déclarons) avoir autorisé et autoriser par la présente
erkläre(n) hiermit, dass ich (wir) ermächtigt habe(n) und hiermit ausdrücklich ermächtige(n)
declare that I (we) have authorized and hereby authorize

(nom et adresse du déposant de la demande internationale)
(Name und Anschrift des PCT-Anmelders)
(name and address of PCT applicant)

à se prévaloir du droit de priorité prévu à l'article 4 de la Convention de Paris du 20 mars 1883, telle que révisée, aux fins de la
procédure de délivrance d'un brevet luxembourgeois pour l'invention qui fait l'objet de la demande internationale conformément au
Traité de coopération en matière de brevets

die in Artikel 4 der Pariser Übereinkunft vom 20. März 1883, in ihrer abgeänderten Fassung, vorgesehenen Prioritätsrechte in
Anspruch zu nehmen, im Hinblick auf die Erteilung eines luxemburgischen Patents für die Erfindung, welche Gegenstand der gemäß
dem Zusammenarbeitsvertrag auf dem Gebiet des Patentwesens eingereichten internationalen Patentanmeldung ist

to claim the priority right provided for in Article 4 of the Paris Convention of March 20, 1883, as amended, with regard to the issue of
a Luxembourg patent for the invention which forms the subject of the international application under the Patent Cooperation Treaty

(numéro de publication internationale/internationale Veröffentlichungsnummer/international publication number)

déposée le/eingereicht am/filed on

(date de dépôt international/internationales Anmeldedatum/international filing date)

Fait à/Geschehen zu/Done at

le/am/on

(lieu/Ort/place)

(date/Datum/date)

(Signature/Unterschrift/Signature)

POUVOIR

VOLLMACHT

AUTHORIZATION

Je (Nous) soussigné(s)/Ich (Wir) Unterzeichnete(r)/I (We) the undersigned

(Nom et adresse du titulaire de la demande internationale)
(Name und Anschrift des Inhabers der internationalen Anmeldung)
(Name and address of the owner of the international application)

autorise (autorisons) par la présente
bevollmächtige(n) hiermit
do hereby authorize

(Nom, prénom et adresse du mandataire agréé)
(Name, Vorname und Anschrift des zugelassenen Vertreters)
(Name, first name and address of the registered patent agent)

à me (nous) représenter et à agir en mon (notre) nom auprès du Service luxembourgeois de la propriété intellectuelle aux fins de la
procédure de délivrance d'un brevet luxembourgeois pour l'invention
mich (uns) vor dem luxemburgischen Amt für geistiges Eigentum zu vertreten und für mich (uns) zu handeln, im Hinblick auf die
Erteilung eines luxemburgischen Patentes für die Erfindung
to represent me (us) and to act for me (us) at the Luxembourg Intellectual Property Office with regard to the issue of a Luxembourg
patent for the invention

(titre/Titel/title)

qui fait l'objet de la demande internationale conformément au Traité de coopération en matière de brevets:
welche Gegenstand der gemäss dem Zusammenarbeitsvertrag auf dem Gebiet des Patentwesens eingereichten internationalen Patent-
anmeldung ist:
which forms the subject of the international application under the Patent Cooperation Treaty:

(numéro de publication internationale)
(internationale Veröffentlichungsnummer)
(international publication number)

déposée le/eingereicht am/filed on)

(date de dépôt international)
(internationales Anmeldedatum)
(international filing date)

Fait à/Geschehen zu/Done at

le/on/am

(lieu/Ort/place)

(date/Datum/date)

(Signature/Unterschrift/Signature)